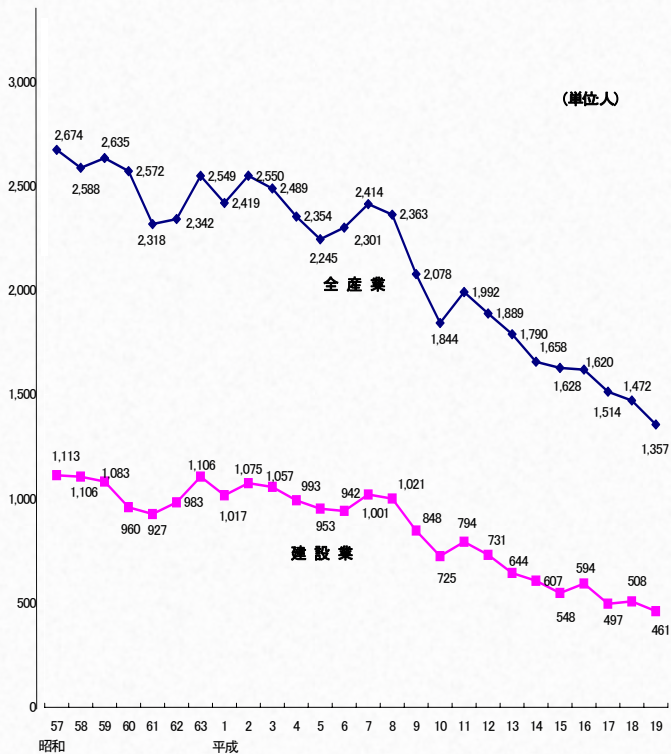


リーフレット
(安全衛生関係)

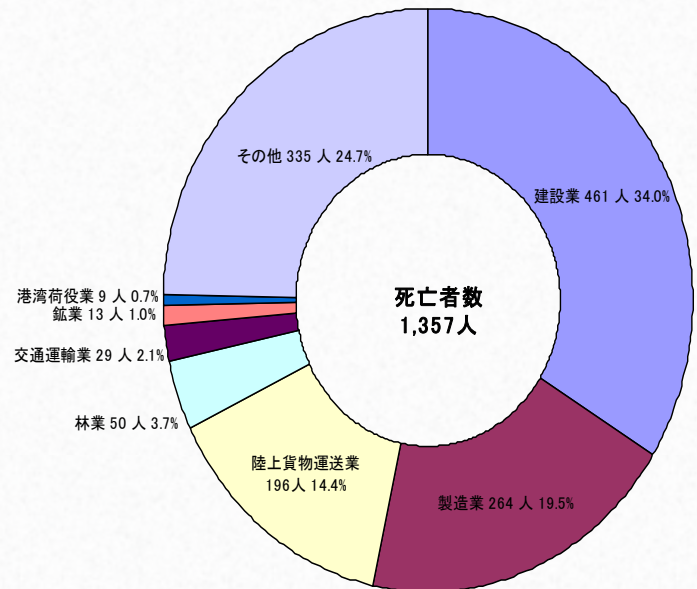
元方事業者による建設現場 安全管理指針のポイント

厚生労働省では、建設現場の安全管理水準の向上を促進し、建設業における労働災害の防止を図るため、建設現場等において元方事業者が実施することが望ましい安全管理の具体的手法を示した「元方事業者による建設現場安全管理指針」を示しています。

建設業における死亡者数の推移



業種別死亡災害発生状況(平成19年)



厚生労働省・都道府県労働局

労働基準監督署

建設現場における安全管理

建設現場においては、次のような安全管理を行う必要があります。

1 安全衛生管理計画の作成

元方事業者は、建設現場における安全衛生管理の基本方針、安全衛生の目標、労働災害防止対策の重点事項等を内容とする安全衛生管理計画を作成すること。

2 過度の重層請負の改善

元方事業者は、労働災害防止上問題を生じやすい過度の重層請負の改善を図るため、次の事項を遵守すること。

- ① 労働災害を防止するための事業者責任を遂行することの出来ない単純労働の労務提供のみを行う事業者等にその仕事の一部を請け負わせないこと。
- ② 仕事の全部を一括して請け負わせないこと。

3 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化等

元方事業者は、請負契約において労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者を明確にするとともに、労働災害の防止に要する経費のうち請負人が負担する経費については、請負契約書に添付する請負代金内訳書等に当該経費を明示すること。

明示する労働災害防止対策の例

- ① 労働者の墜落防止のための防網の設置
- ② 物体の飛来・落下防止のための防網の設置
- ③ 安全帯の取付け設備の設置
- ④ 車両系建設機械の誘導員の配置
- ⑤ 作業場所の巡視
- ⑥ 安全大会等への参加
- ⑦ 講習会等への参加

4 元方事業者による関係請負人及びその労働者の把握等

元方事業者は、関係請負人に対する安全衛生指導を適切に行うため、次の事項等を関係請負人に通知させること等により把握しておくこと。

- ① 関係請負人の名称、請負内容、安全衛生責任者の氏名、安全衛生推進者の選任の有無及びその氏名
- ② 関係請負人の雇用する労働者の安全衛生に係る免許・資格の取得及び特別教育、職長教育の受講の有無等
- ③ 関係請負人の安全衛生責任者又はこれに準ずる者の駐在状況
- ④ 関係請負人が建設現場に持ち込む機械設備

5 作業手順書の作成

元方事業者は、関係請負人に対し、労働災害防止に配慮した作業手順書を作成するよう指導すること。

6 協議組織の設置・運営



元方事業者が設置・運営する労働災害防止協議会等の協議組織については、次によりその活性化を図ること。

- (1) 会議の開催頻度
毎月1回以上開催すること。
- (2) 協議組織の構成
協議組織については、次の者を構成員とすること。
 - ① 統括安全衛生責任者、元方安全衛生責任者又はこれらに準ずる者等
 - ② 元方事業者の店社の店社安全衛生責任者又は工事施工・安全管理の責任者
 - ③ 関係請負人の安全衛生責任者等
 - ④ 関係請負人の店社の工事施工・安全管理の責任者等

(3) 協議事項

工程に応じ、次の事項等を議題として取り上げること。

- ① 建設現場の安全衛生管理の基本方針、目標、その他基本的な労働災害防止対策を定めた計画
- ② 月間又は週間の工程計画
- ③ 労働者の危険及び健康障害を防止するための基本対策
- ④ 安全衛生に関する規程
- ⑤ 安全衛生教育の実施計画
- ⑥ 労働災害の原因及び再発防止対策

(4) 協議組織の規約

協議組織の構成員、協議事項、協議組織の会議の開催頻度等を定めた協議組織の規約を作成すること。

(5) 協議組織の会議の議事の記録

協議組織の会議の議事で重要なものに係る記録を作成するとともに、これを関係請負人に配布すること。

(6) 協議結果の周知

協議組織の会議の結果で重要なものについては、朝礼等を通じてすべての現場労働者に周知すること。

7 作業間の連絡及び調整

元方事業者は、混在作業による労働災害を防止するため、混在作業を開始する前及び日々の安全施工サイクル活動時に次の事項について、混在作業に関連するすべての関係請負人の安全衛生責任者又はこれに準ずる者と十分連絡及び調整を実施すること。

8 作業場所の巡視

元方事業者は、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者又はこれらに準ずる者に、毎作業日に1回以上作業場所の巡視を実施させること。

9 新規入場者教育

元方事業者は、関係請負人に対し、その労働者のうち、新たに作業を行うこととなった者に対する新規入場者教育の適切な実施に必要な場所、資料の提供等の援助を行うとともに、当該教育の実施状況について報告され、これを把握しておくこと。

新規入場者教育の内容

- ① 労働者が混在して作業を行う場所の状況
- ② 労働者に危険を生ずる箇所状況
- ③ 混在作業場所において行われる作業相互の関係
- ④ 退避の方法
- ⑤ 指揮命令系統
- ⑥ 担当する作業内容と労働災害防止対策
- ⑦ 安全衛生に関する規定
- ⑧ 建設現場の安全衛生管理計画の内容

10 新たに作業を行う関係請負人に対する措置

元方事業者は、新たに作業を行うこととなった関係請負人に対し、協議組織の会議内容及び作業間の連絡調整の結果を周知すること。

11 作業開始前の安全衛生打合せ

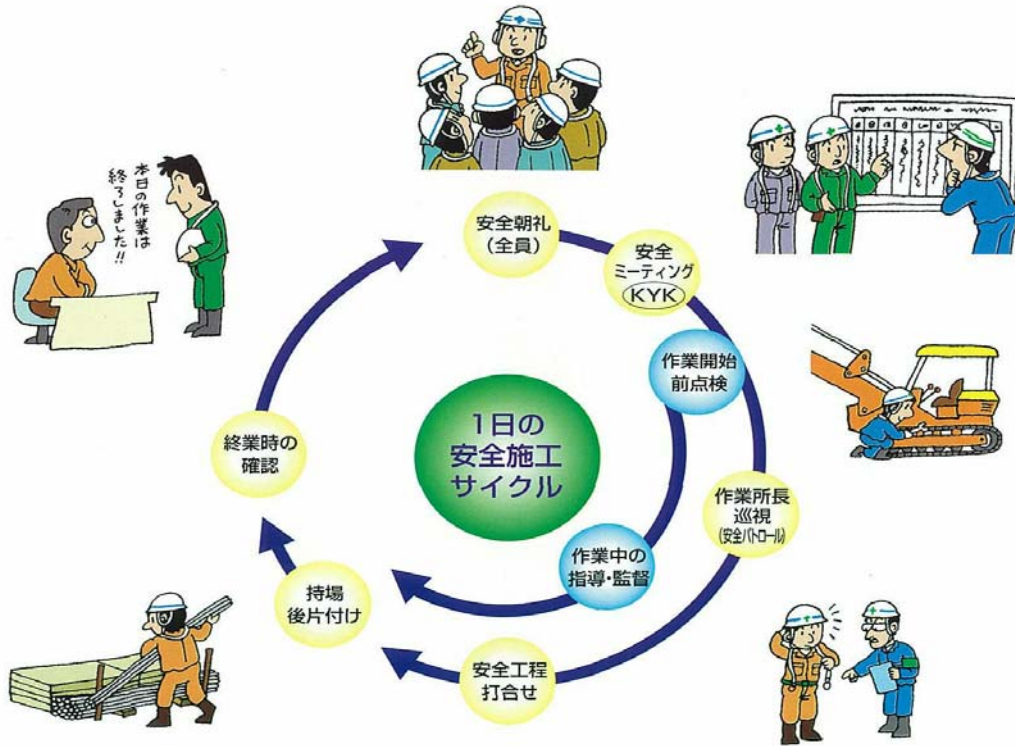
元方事業者は、関係請負人に対し、毎日、その労働者を集め、作業開始前の安全衛生打合せを実施するよう指導すること。

安全衛生打合せの内容

- ① 当日の作業内容、作業手順、労働災害防止上の留意事項等の指示
- ② 作業間の連絡調整の結果の周知
- ③ 関係労働者の労働災害防止に対する意見等の把握
- ④ 危険予知活動等の安全活動

12 安全施工サイクル活動の実施

元方事業者は、施工と安全管理が一体となった安全施工サイクル活動を展開すること。



13 職長会(リーダー会)の設置

元方事業者は、関係請負人に対し、職長及び労働者の安全衛生意識の高揚、職長間の連絡の緊密化、労働者からの安全衛生情報の掌握等を図るため、職長会(リーダー会)を設置するよう指導すること。

「建設業における総合的労働災害防止対策」(平成19年3月22日基発第0322002号)では、元方事業者の「工事現場」での実施事項を次のとおり定めています。

- 1 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針に基づく現場における安全衛生方針の表明
- 2 過重の重層請負の改善、請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化
- 3 店社及び関係請負人との連携による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施事項の決定
- 4 危険性又は有害性等の調査等に基づく工事安全衛生目標の設定及び工事安全衛生計画の作成
- 5 協議組織の設置・運営等元方事業者による建設現場安全管理指針に基づく統括管理の実施
- 6 マネジメント指針に基づく工事安全衛生計画の実施、評価及び改善
- 7 工所用機械設備の点検等による安全性の確保
- 8 安全な施工方法の採用
- 9 関係請負人の法令違反を防止するための指導及び指示
- 10 土砂崩壊等のおそれがある作業場所についての安全確保のための関係請負人に対する指導
- 11 移動式クレーン等を用いての作業に係る仕事の一部を請負人に請け負わせて共同して当該作業を行う場合における作業内容等についての連絡調整の実施
- 12 関係請負人が現場に持ち込む機械設備の安全化への指導及び有資格者の把握
- 13 関係請負人が行う新規入場者教育に対する資料、場所の提供等
- 14 関係請負人に対し健康管理手帳制度の周知、その他有害業務に係る健康管理措置の周知等
- 15 現場作業員に対する安全衛生意識高揚のための諸施策の実施

支店等の店社における安全管理

支店等の店社においては、次のような安全管理を行う必要があります。

1 安全衛生管理計画の作成

元方事業者は、店社の年間の安全衛生の基本方針、安全衛生の目標、労働災害防止対策の重点事項等を内容とする安全衛生管理計画を作成すること。

2 重層請負の改善のための社内基準の設定等

元方事業者は、建設現場が過度の重層請負とならないよう、重層の程度についての制限を社内基準として設ける等により、重層請負の抑制を図ること。

3 共同企業体の構成事業者による 安全管理の基本事項についての協議

元方事業者は、共同企業体で施工する場合には、構成事業者が安全管理について十分な連携を図れるよう、共同企業体のすべての構成事業者の店社からなる委員会を設置する等により、安全衛生管理体制、安全管理のための予算、安全管理のための規程、安全衛生管理計画等について協議すること。

4 統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者の選任

(1) 統括安全衛生責任者

元方事業者は、ずい道等の建設の仕事等一定の仕事を行う場合で、統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とするとともに、統括安全衛生管理に関する教育を実施し、この教育を受けた者のうちから選任すること。

(2) 元方安全衛生管理者

元方事業者は、元方安全衛生管理者については、混在作業現場における労働災害の防止のための技術等に関する教育を実施し、この教育を受けた者で、かつ、同種の仕事について安全衛生の実務に従事した経験がある者のうちから選任すること。

5 施工計画の事前審査体制の確立

元方事業者は、仕事の工程、機械設備等についての安全衛生面からの事前の検討を十分行うための店社内での事前評価体制を確立すること。また、当該仕事の計画作成に参加する有資格者の資質の向上を図るため、必要な教育等を徹底すること。

6 安全衛生パトロールの実施

元方事業者は、労働災害を防止する上で必要な時期に、店社安全衛生管理者又は当該店社の工事施工・安全管理の責任者等に当該仕事に係る作業場所の巡視を行わせること。



7 労働災害の原因の調査及び再発防止対策の樹立



元方事業者は、労働災害が発生した場合には、店社安全衛生管理者又は当該店社の工事施工・安全管理の責任者及び現場の責任者により、当該労働災害に係る関係請負人と連携して災害調査を行い、その原因を究明するとともに、再発防止対策を樹立すること。

8 元方事業者による関係請負人の安全衛生管理状況等の評価

元方事業者は、優良な関係請負人に選定及び育成を図るため、関係請負人の安全管理状況等について評価を行うこと。

(評価事項の例)

- ①協議組織への参加状況 ②新規入場者教育の実施状況 ③安全衛生責任者の現場への駐在状況
- ④店社による作業場所の巡視状況 ⑤保護具の使用状況 ⑥安全衛生推進者等の選任状況 など

「建設業における総合的労働災害防止対策」(平成19年3月22日基発第0322002号)では、元方事業者の「店社」での実施事項を次のとおり定めています。

- 1 マネジメント指針に基づく店社全体の安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の策定
- 2 統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者等の選任等工事現場の安全衛生管理組織の整備の促進
- 3 施工計画時の事前審査体制の確立
- 4 工事現場の危険性又は有害性等の調査等の実施事項の決定支援
- 5 工事現場の危険性又は有害性等の調査等に基づく工事安全衛生計画の作成支援
- 6 店社安全衛生管理者等による安全衛生パトロールの実施等工事現場の安全衛生管理についての指導
- 7 工所用機械設備の点検基準、安全衛生点検基準等の整備
- 8 設計技術者、現場管理者等に対する安全衛生教育の企画、実施及び関係請負人の行う安全衛生教育に対する指導、援助
- 9 関係請負人、現場管理者等に対する安全衛生意識高揚のための諸施策の実施
- 10 マネジメント指針に基づく店社の安全衛生計画の実施、評価及び改善
- 11 マネジメント指針に基づくシステム監査の実施及びシステムの見直し
- 12 下請協力会の活動に対する指導援助
- 13 災害統計の作成、災害調査の実施、同種災害防止対策の樹立等
- 14 各種安全衛生情報の提供

やってみよう！ リスクアセスメント 導入しよう！



平成18年4月の改正労働安全衛生法の施行により、建設業の事業者は危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施し、その結果に基づいて検討した災害防止対策を実施することにより、未然に労働災害を防ぐことが努力義務事項とされました。

●リスクアセスメントとは…



- 工事現場や作業場等における**危険性又は有害性(ハザード)**を**特定**し、
- 労働災害の**重篤度(災害の程度)**とその災害が発生する**可能性(頻度)**の度合を組み合わせ**てリスクを見積り**、
- リスクを低減するための対策の**優先度**を決めた上で**リスク低減措置等**を検討し、
- **優先度**に対応した**リスク低減措置等**を実施し、
- その**結果**を**記録**する

一連の手法をいいます。

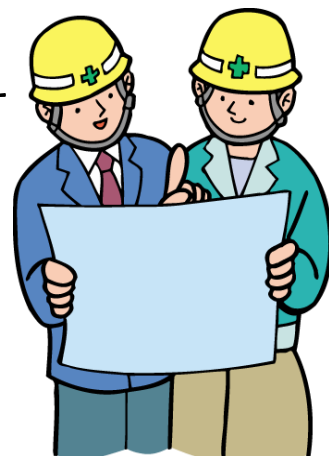
●リスクアセスメントの目的とは…

従来の労働災害防止対策は、同種、類似災害の再発防止対策を確立し、工事現場、作業場等に徹底していく**アプローチ型**の手法でした。しかし、労働災害が発生していない工事現場、作業場等であっても、**潜在的な危険性や有害性**は存在しており、これらの**危険性を事前に摘み取る**ことを重点的に行うことが重要です。

このため、**職場の全員が参加**し、工事現場、作業場等にある**危険の芽(リスク)**とそれに対する**実情を知る**ことにより、労働災害に至る危険性と有害性を事前にできるだけ**除去**し、**労働災害が生じないような快適な職場の実現**を目的としています。

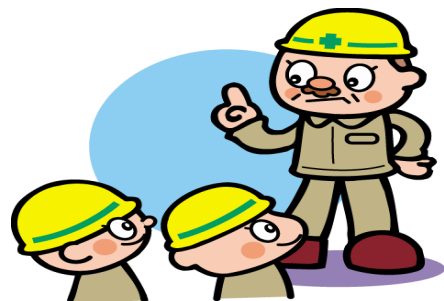
●リスクアセスメントの必要性とは…

- 1 災害発生要因を事前に排除する方法であるため、職場のリスクが明確になります
- 2 安全対策の合理的な優先付けが可能となるため、費用対効果が向上します
- 3 安全配慮義務(危険予知の義務、結果回避の義務)の履行に不可欠な方法です
- 4 「説明責任」を全うする上で不可欠な方法です
- 5 作業者の直接的な判断を活用するので職場の安全レベルが向上します
- 6 管理監督者と作業者との危険に対する認識を共有できます。
- 7 残されたリスクに対して「守るべき決め事」の理由が明確になります
- 8 職場全員が参加することにより「危険」に対する感受性が高まります



● リスクアセスメントの導入までの流れは…

1 経営トップの「リスクアセスメントを導入する」方針の表明



2 リスクアセスメント実施体制の整備

(1) 店社における実施体制等

統括管理者 ⇒ 総括安全衛生管理者、事業場トップ等事業の実施を統括管理する者

実施責任者 ⇒ 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等の安全衛生スタッフ

労働者の参画 ⇒ 安全衛生委員会等の場

専門知識習得者 ⇒ 機械、設備等のメンテナンス等の管理者等専門的な知識を習得している者

(2) 工事現場、作業場等における実施体制等

統括管理者 ⇒ 統括安全衛生責任者又は現場所長、現場代理人等工事現場、作業場等を統括管理する者

実施責任者 ⇒ 職長、安全衛生責任者、作業主任者等の安全衛生スタッフ

労働者の参画 ⇒ KYミーティング等の場

専門知識習得者 ⇒ 機械、設備等のメンテナンス等専門的な知識を習得している者

3 「リスクアセスメント導入(推進)計画」の策定

(1) 導入までの期間の設定

例：1年目は責任者・担当者の育成・教育

2年目は試行現場、作業場等によるトライアル

3年目を水平展開による完全導入。

① 責任者・担当者の育成・教育

教育機関等の実施する研修会、事業場内での教育について、受講者、実施時期を整理しておく。

② 試行工事現場、作業場等によるトライアル

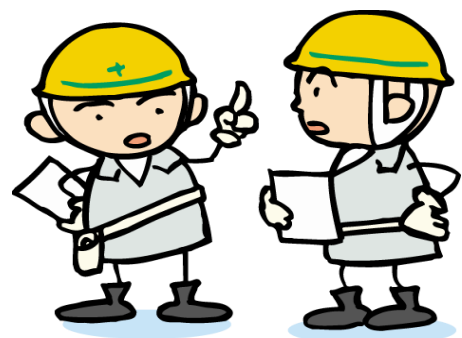
トライアルの時期は、あらゆる問題点を洗い出す時期なので、実施体制、リスクの見積りの方法、リスクアセスメントシート等につき、問題点の十分な洗い出しを行う。

③ 水平展開による完全導入

水平展開を行う際、試行現場、作業場以外の部署の斉一的実施を図るため、その実施期間を定め、実施状況を統括管理者及び実施責任者が管理する。

実施期間は、リスクアセスメントの完全定着が第一であるので、無理な期間は設定しない。

(2) リスク見積り及びそれに基づく優先度の設定方法の決定



4 導入後の留意事項

リスクアセスメントは、一回で終わるものではないので、次の時期には実施する必要があります。

(1) 店社における実施時期

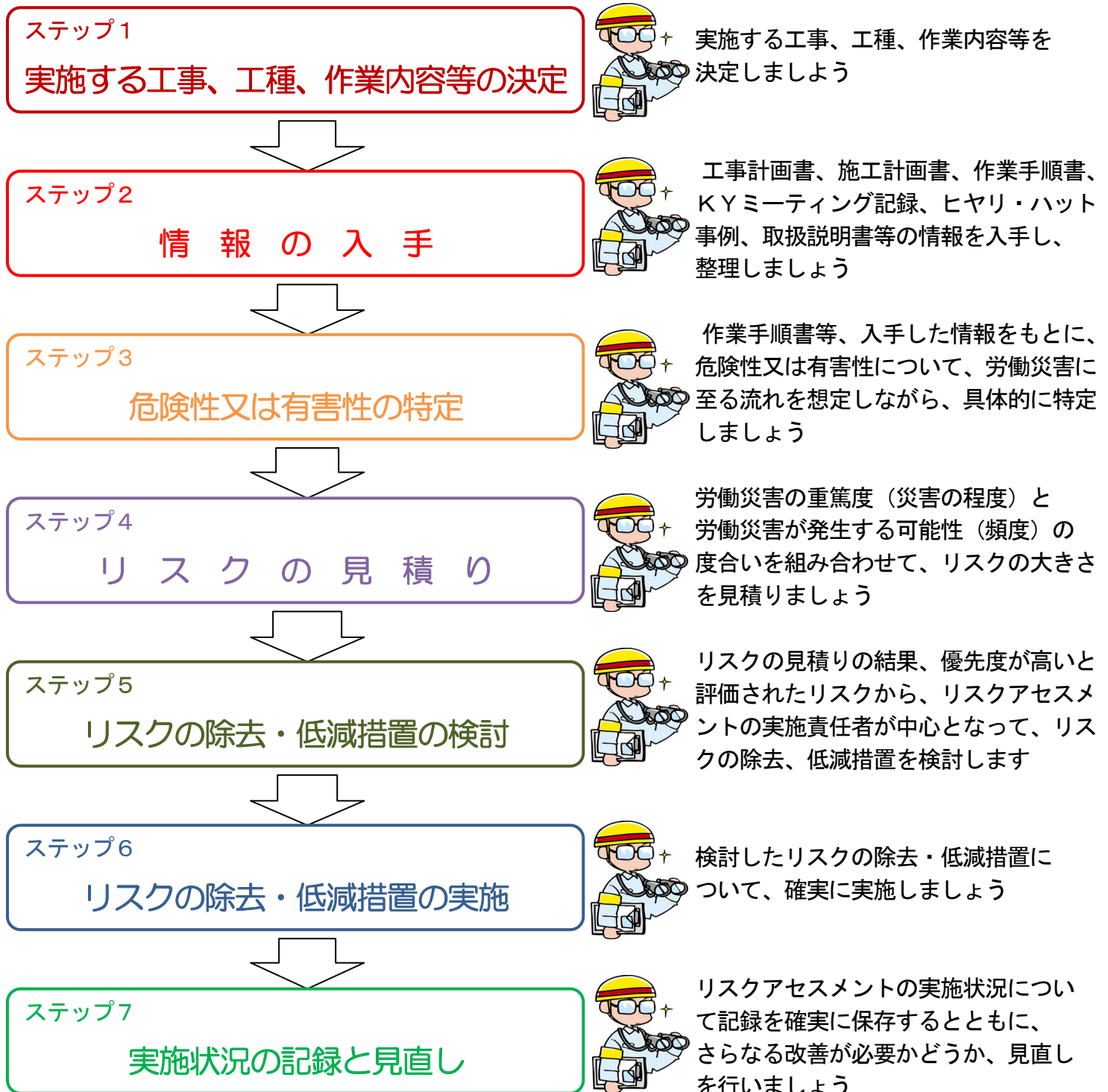
- ・ 各年度の安全衛生目標の設定、安全衛生計画の策定時又は変更時
- ・ 設備を新規に採用し、又は変更するとき
- ・ 新たな工法、新たな技術を新規に採用するとき
- ・ 労働災害が発生した場合であって、過去のリスクアセスメントの内容に問題がある場合
- ・ 法令の改正等により実施の必要が生じたとき

(2) 工事現場、作業場等における実施時期

- ・ 工事計画、施工計画の策定時又は変更時
- ・ 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき
- ・ 労働災害が発生した場合であって、過去のリスクアセスメントの内容に問題がある場合
- ・ 事業場内外における労働災害情報等から、当初予定していなかった危険性又は有害性が判明した場合

● リスクアセスメントの取り組み方法は…

リスクアセスメントを実施する場合の実施ステップは、次のとおりとなります。



● リスクアセスメントの見積りの方法は…

「危険性又は有害性の特定」で特定された危険性又は有害性について、労働災害の重篤度（危険性又は有害性によって発生する、想定される最も大きな負傷又は疾病の**重篤度**）と労働災害が発生する可能性（労働者が危険性又は有害性に近づく**頻度**）等によってリスクを見積ります。

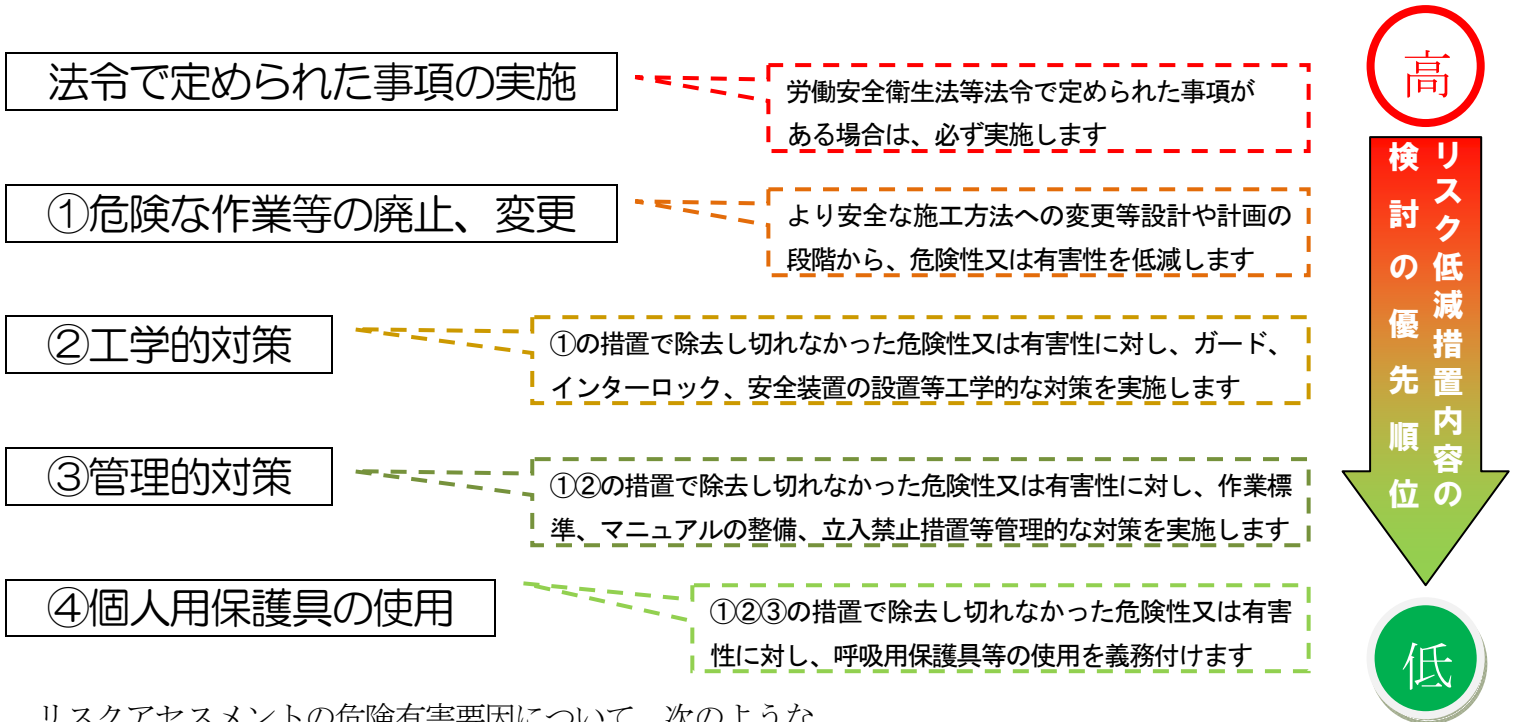
リスクの見積りの方法には様々な手法がありますが、代表的な方法として次の3つの手法があります。

- ①マトリクスを用いた方法
- ②数値化による方法
- ③枝分かれ図を用いた方法



●リスクアセスメントの低減措置の検討及び実施は…

リスクの見積りの結果、優先度が高いと評価されたリスクからリスクの除去、低減措置を検討します。
リスク低減措置は、**法令で定められた事項がある場合にはそれを必ず実施する**とともに、次に掲げる優先順位で検討し、実施することが重要です。



リスクアセスメントの危険有害要因について、次のようなモデルが厚生労働省のホームページに掲載されていますので、参考としてください。

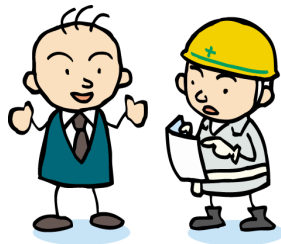
- 型枠大工工事業のための危険有害要因の特定標準モデル
- 鉄筋工事業のための危険有害要因の特定標準モデル
- 電気工事業のための危険有害要因の特定標準モデル
- 管工事業のための危険有害要因の特定標準モデル

●リスクアセスメントの実施状況の記録と見直しは…

リスクアセスメントを行い、リスク低減措置を実施した後は、次の事項を記録し、確実に保存しましょう。

- (1) 洗い出した作業
- (2) 特定した危険性又は有害性
- (3) 見積もったリスク
- (4) 設定したリスク低減措置の優先度
- (5) 実施したリスク低減措置の内容

また、リスクアセスメントの手順、基準等の見直しを定期的に行いましょう。



危険予知(KY)活動との違い

KY 活動もリスクアセスメントと同じく災害防止対策のための予防的手段として事業場で広く活用されています。

KY 活動は、その日その日、現場で作業を始める前に「どんな危険が潜んでいるか」を作業者がお互いに出し合い、話し合って共有化し、危険のポイントと行動目標を定め、作業の要所所で指差呼称を行って安全を確認してから行動する活動です。つまり、日々実践することにより作業者のリスクに対する感受性を鍛え、リスクを回避することで労働災害を生じないようにする活動です。

一方、リスクアセスメントは、職場のリスクを定量的に見積もり、対策の優先度を決め、リスク低減措置としてリスクそのもの（機械設備や化学物質等）の除去や低減、適切なマニュアルの作成、保護具の使用などの措置を管理者や経営層を含めて検討し、措置を実施することで労働災害が生じないようにする取り組みです。

リスクアセスメントとKY活動を一体的に活用すると、より一層有効なものとなります。

リスクアセスメント等の関連資料、教材等については、厚生労働省のホームページに掲載されていますので、参考としてください。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei14/index.html

稚内労働基準監督署
北海道稚内市末広5丁目6番1号 稚内合同庁舎3階
TEL 0162-73-0777

リスクアセスメントを 実施するための規程(例)



東京労働局労働基準部

規程(例)は、東京労働局ホームページの[労働関係情報] [安全衛生関係]
[安全衛生リーフレット(東京労働局版)]に掲載しています。

ホームページ <http://www.roudoukyoku.go.jp/>

目次

- 1 リスクアセスメントを実施するための規程を作成しましょう
- 2 宣言文例
- 3 リスクアセスメント等実施規程
- 4 表 1 負傷又は疾病の重篤度の区分表（被災の程度）
表 2 負傷又は疾病の発生の可能性の区分表（発生の可能性）
- 5 表 3 リスクの見積り表
表 4 優先度の決定表
- 6 表 5 リスクアセスメント等実施一覧表
- 7 参考資料 1（補助表 リスクの見積り（危険性又は有害性と発生のおそれのある災害の書き出し）
- 8 参考資料 2 実施管理体制
- 9 参考資料 3 リスクアセスメント等の手順

リスクアセスメントを実施するための規程を作成しましょう

リスクアセスメントの手法で危険の芽を摘み取りましょう。

職場には多種多様な作業や機械設備が導入されており、それらの実態や特性にあった安全衛生対策を行っていく必要性が高まっています。職場にある様々なリスク(危険の芽)を見つけ出し、事前にリスクの除去・低減措置を行い、労働災害防止を図るための手法の一つに「リスクアセスメント」があります。

本規程(例)は、このリスクアセスメントとその結果による低減対策を実施するための体制、手順等を定めたものです。

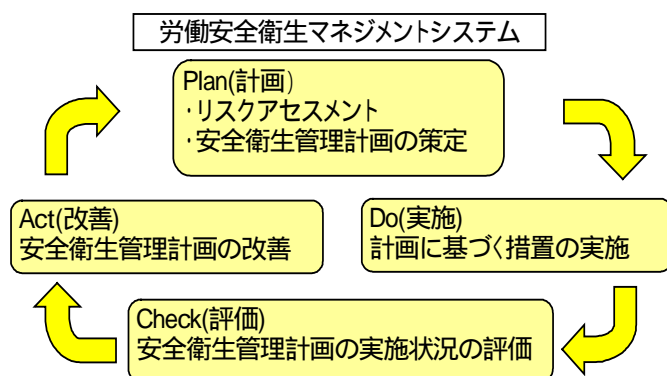
リスクアセスメントを実施するためには、安全衛生管理の一環として経営トップが導入を決定する必要があります。

このために別紙のような明確な宣言を行い全労働者に周知しましょう。

宣言文には、次のことを盛り込むようにしましょう。

- 1 労働災害防止を図る。
- 2 労働者の協力の下に安全衛生活動を行う。
- 3 労働安全衛生法及びこれに基づく命令、事業場の安全衛生管理規程等を遵守する。

又、リスクアセスメントは、労働安全衛生マネジメントシステムの中核を成すものです。リスクアセスメントを発展させて労働安全衛生マネジメントシステムを導入するように努めましょう。



詳しいリスクアセスメントの実施方法は、東京労働局労働基準部編「リスクアセスメントをはじめよう」(ホームページに掲載)などを参考にしてください。

(参考)

安全・衛生委員会の審議事項に「リスクアセスメントの実施とその結果に基づき講ずる措置」が含まれましたので安全・衛生委員会規程の審議事項に加える必要があります。(労働安全衛生規則21条、22条)

(注)労働者数50人未満の事業場は安全会議等において検討をお願いします。



株式会社 事業所
安全衛生方針

安全衛生活動は、企業経営の基盤であり、我が社で働く人及び地域社会の安全・健康に及ぼす影響を最小限となるよう企業活動の安全衛生を管理し、自負できる職場を目指します。

- 1 安全衛生関係法令及び社内基準を遵守し、より一層の安全衛生管理に努めます。
- 2 職場の危険有害要因の明確化と対策の優先度を定めるリスクアセスメントを実施し、“災害ゼロ”から“危険ゼロ”の安全で快適な職場へ進化させます。
- 3 全社員のみならず、構内で働く関係者の協力の下にコミュニケーションを図り、全員参加の安全衛生活動を実行していきます。
- 4 従業員の教育及び社内広報活動を通じて、安全衛生意識の高揚に努めます。
- 5 安全衛生活動の実行に当たっては、適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

平成 年 月 日

代表取締役 _____

リスクアセスメント等実施規程

株式会社 事業所

制 定 平成 年 月 日
第 1 回改訂 平成 年 月 日

(目的)

第 1 条 この規程は、職場の危険・有害性を把握しそのリスクを見積もり合理的な基準のもとに優先順位を定めて的確なリスク低減対策を実施して、災害と健康障害が生じない快適な職場環境を形成し、もって事業活動の円滑な運営を行っていくことを目的とする。

* リスク：機械や薬品などが原因で発生するおそれのある負傷又は疾病の重篤度と発生の可能性の度合をいいます。

(労働者の責務)

第 2 条 事業所に所属する全ての労働者は、リスクアセスメント等の実施に参画し、災害や健康障害の発生のおそれのある状況を把握して指摘するとともに、事業場が定める災害防止対策を遵守しなければならない。

* リスクアセスメント等：リスクアセスメントとその結果に基づき講ずる措置・実施をいいます。

(実施体制)

第 3 条 事業所長は、リスクアセスメント等の実施を統括する者（以下、「実施統括者」という。）とし、次の責任と権限を有する。

- 一 リスクアセスメント等実施規程の改廃
- 二 リスク低減措置の優先度の決定
- 三 リスクアセスメント等の実施における労働者の参画
- 四 その他、重要安全衛生問題に関する経営的判断と対策指示

2 実施統括者は、リスクアセスメント等の実施を管理する者（以下、「実施管理者」という。）を定め、その者にリスクアセスメント等の実施の進行管理及びリスクアセスメント等実施一覧表(表 5)の保管管理を行わせる。

3 リスクアセスメント等の実施は、次の者をもって行う。

- 一 実施管理者
- 二 安全管理者
- 三 衛生管理者
- 四 作業責任者
- 五 関係労働者

労働者数 50 人未満の事業場では、安全衛生推進者等の安全衛生担当者を当ててください。

* 作業責任者：職長等で作業の内容を把握し熟知している者をいいます。

4 前項の作業責任者及び関係労働者を、リスクアセスメントを実施する部門ごとに実施管理者が関係部門と協議のうえ選定し、実施統括者が指名する。

5 実施統括者は、リスクアセスメント等を実施するために必要と認めるときは、外部の専門家等を参画させることができる。

(情報連絡体制)

6 各部門長は、次条の各号に該当する場合は、その旨の報告を行うと共に部門実施管理者を定め、実施管理者にその職氏名を通知しなければならない。

* 各部門長：各事業所の組織に応じた部長、課長等をいいます。

(実施時期)

第4条 リスクアセスメント等は、次の各号のときに行う。

- 一 建設物の新設、移転、変更又は解体のとき
- 二 設備を新たに設置するとき、又は変更するとき
- 三 原材料を新たに取り入れるとき、又は変更するとき
- 四 作業方法又は作業手順を新たに取り入れるとき、又は変更するとき
- 五 労働災害が発生したとき、又はその恐れがあったとき
- 六 その他必要なとき

* その他必要なとき：前回実施した時期から機械設備の劣化等による変化、労働者の入れ替え等があったときなどをいいます。

(リスクアセスメント等の手順)

第5条 実施管理者は、前条各号について連絡があった場合には、次の表の手順によりリスクアセスメント等を実施管理する。ただし、明らかに軽微な負傷しか発生しないと予測される対象について、実施統括者の了承のもとに、リスクアセスメントの対象から除外することができる。

手順	具体的方法
1 資料の入手	実施管理者は、リスクアセスメント等を適正に行うために必要な資料を収集する。
2 危険有害要因の特定(危険性または有害性の特定)	資料等により危険有害要因を書き出し特定する。特定にあたっては、単調作業の繰り返しや、深夜労働による集中力の欠如等も考慮する。
3 災害の予測	特定された危険有害要因によって予測される災害を書き出す。
4 リスクの見積りと優先順位の設定(リスクの評価)	予測される災害が発生した場合の被災の程度(重篤度)を「負傷又は疾病の重篤度の区分表」(表1)により定める。 災害の発生の可能性(頻度)を「負傷又は疾病の発生の可能性の区分表」(表2)により定める。 上記の区分の組み合わせから「リスクの見積表」(表3)によりリスクの大きさを定める。 リスクの大きさから「優先度の決定表」(表4)により優先度を決定する。
5 リスク低減措置の検討と実行	法令に定められた事項は必ず実施する。 リスクの評価の結果を踏まえ、優先度の高いものから順次、次の優先順位でリスク低減措置の内容を検討し実施する。 第1位 危険作業の除去や見直しなどにより仕事の計画段階から行う除去又は低減の措置 第2位 機械・設備の防護囲い・安全装置の設置、作業台の使用などの物的対策 第3位 教育訓練・作業管理等の管理的対策 第4位 安全帯、保護マスク、保護手袋などの個人用保護具の使用

- 2 前項の表中、手順「資料の入手」の具体的方法に記載の「必要な資料」は、次の各号のものとする。
- 一 作業標準書、作業手順書。これらが無い場合には作業の概要を書面にしたもの
 - 二 機械・設備等の仕様書、化学物質等安全データシート（MSDS）等、機械・設備・材料等の危険性又は有害性の情報。
* 購入時に添付されていない場合には、メーカー等に請求し入手します。
 - 三 機械・設備等の設置場所の周囲の状況図面
 - 四 災害事例、災害統計
 - 五 その他必要な資料
* その他必要な資料：職場巡視記録、ヒヤリハット報告、作業環境測定結果、構内協力業者等の作業の状況などです。
- 3 部門実施管理者は、所属部門長の許可を得て、前項各号に掲げる資料からリスクアセスメント等に必要なものを実施管理者に提出する。資料は、通常の作業のみならず、修理・点検等の頻度の少ない作業についても提出する。
- 4 リスク低減措置の検討及び実施は、第4条の一号から四号までに掲げる作業を開始する前に実施しなければならない。
- 5 リスク低減措置の実施後、再度リスクの評価を行い、なお残留リスクがある場合は、作業員へ周知するとともに、表5の対応措置欄の次年度検討事項等欄に記録する。

（安全衛生委員会への報告）

第6条 実施管理者は、リスクアセスメントを実施しリスク低減対策の検討を終了した段階で、その内容を安全衛生委員会に報告しなければならない。

（労働者数50人未満の事業場については、安全会議等で報告をしてください）

（記録の保存）

第7条 リスクアセスメント等の実施の結果は、「リスクアセスメント等実施一覧表」（表5）に記録し保存する。

付則 この規程は、平成 年 月 日より施行する。

表1 負傷又は疾病の重篤度の区分表（被災の程度）

被災の程度		目安
致命的・重大	×	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡災害や身体の一部に永久的損傷を伴うもの（失明、指切断等） ・休業災害（1ヶ月以上のもの） ・一度に3人以上の被災者を伴うもの（多数） ・公衆災害を伴うもの
中程度		<ul style="list-style-type: none"> ・休業災害（1ヶ月未満のもの） ・一度に2人の被災者を伴うもの（複数）
軽度		<ul style="list-style-type: none"> ・不休災害や「かすり傷」程度のもの

表2 負傷又は疾病の発生の可能性の区分表（発生の可能性）

危険性又は有害性への接近の頻度や時間、回避の可能性等を考慮して区分します。

発生の可能性 （頻度）		目安
可能性が高い 比較的高い	×	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日頻繁に危険性又は有害性に接近するもの ・かなりの注意力でも災害につながり回避困難なもの
可能性がある		<ul style="list-style-type: none"> ・故障、修理、調整等の非定期的な作業で危険性又は有害性に時々接近するもの ・うっかりしていると災害になるもの
可能性がほとんどない		<ul style="list-style-type: none"> ・危険性又は有害性の付近に立ち入ったり、接近することが滅多にないもの ・通常の状態では災害にならないもの

表3 リスクの見積り表

被災の程度（表1）と発生の可能性（表2）の組合せ（リスク）を見積もる。

被災の程度			負傷又は疾病の重篤度の区分		
			致命的・重大	中程度	軽度
発生の可能性			×		
生の可能性の区分 負傷又は疾病の発生	可能性が高い 比較的高い	×			
	可能性がある				
	可能性がほとんどない				

表4 優先度の決定表

リスク	優先度	
	直ちに解決すべき又は重大なリスクがある。()	措置を講じるまで作業を停止する必要がある。 十分な経営資源(費用と労力)を投入する必要がある。
	速やかにリスク低減措置を講じる必要性のあるリスクがある。()	措置を講じるまで作業を行わないことが望ましい。 優先的に経営資源(費用と労力)を投入する必要がある。
	必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。()	必要に応じてリスク低減措置を実施する。(特段の事情がなければこのリスクに対する対策を取らない。)

低減対策の優先度などは事業場の実情に応じて定めます。低減対策の優先度を5段階にする場合のリスクの見積り表の1例は次のようになります。

被災の程度			負傷又は疾病の重篤度の区分		
			致命的・重大	中程度	軽度
発生の可能性			×		
生の可能性の区分 負傷又は疾病の発生	可能性が高い 比較的高い	×			
	可能性がある				
	可能性がほとんどない				

表5 リスクアセスメント等実施一覧表

リスクアセスメント対象職場	
リスクアセスメント実施日	年 月 日 (~ 年 月 日)

優先度及び低減対策の決定				対応措置の確認			
事業所長	部長	課長	実施管理者	事業所長	部長	課長	実施管理者

作業名 機械名 設備名	危険有害要因	予測される災害	リスクの見積り			リスク低減対策	措置後のリスクの見積り			対応措置	
			被災の程度	発生の可能性	優先度		被災の程度	発生の可能性	優先度	対策実施日	次年度検討事項

凡例： 災害の程度 × = 致命的・重大 = 中程度 = 軽度 発生の可能性 × = 可能性が高い・比較的高い = 可能性がある = 可能性がほとんどない
 優先度 = 直ちに解決すべき又は重大なリスクがある。 = 速やかにリスク低減措置を講じる必要性のあるリスクがある。 = 必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。

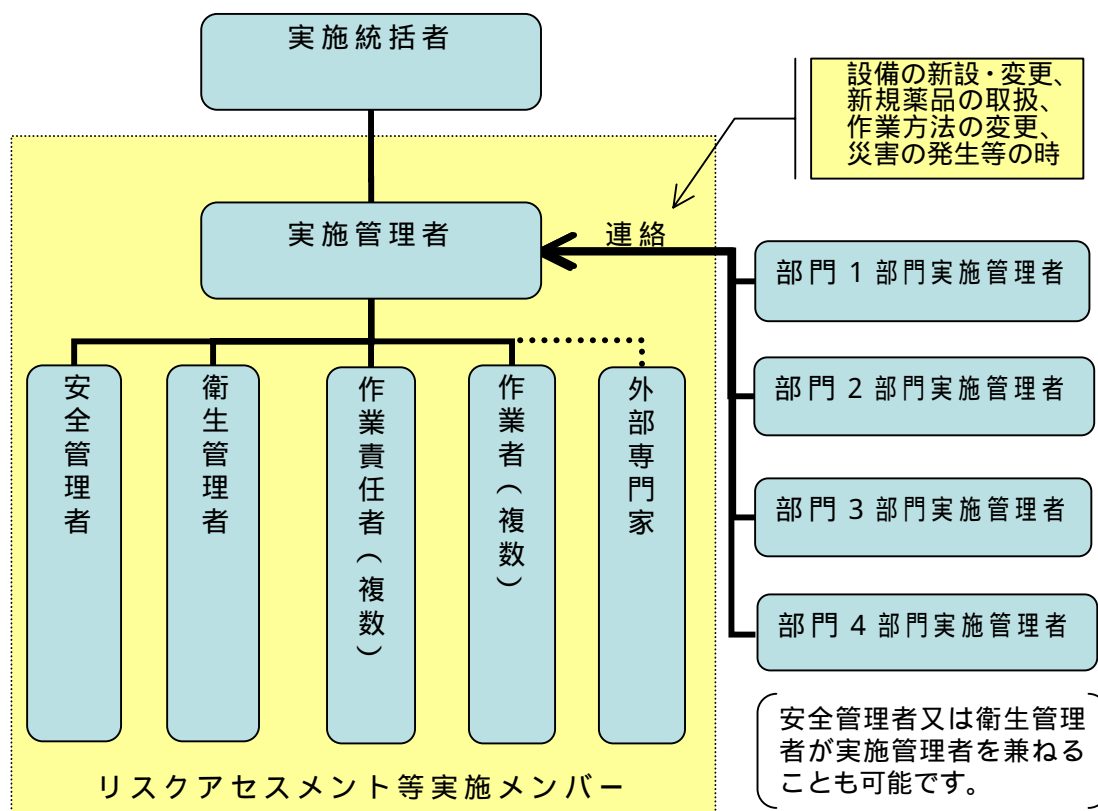
補助表 リスクの見積り(危険性又は有害性と発生の恐れある災害の書出し)

作業名 機械名 設備名	危険有害要因	予測される災害	リスクの見積り		
			被災の程度	発生の可能性	優先度

		被災の程度	負傷又は疾病の重篤度の区分		
			致命的・重大	中程度	軽度
発生の可能性			×		
可能性の区分	可能性が高い	×			
	比較的高い				
	可能性がある				
	可能性がほとんどない				

リスク	優先度
	直ちに解決すべき又は重大なリスクがある。()
	速やかにリスク低減措置を講じる必要性のあるリスクがある。()
	必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。()

実施管理体制



実施統括者	事業所長		
リスクアセスメント等実施メンバー一覧			
	職名	氏名	内線番号
実施管理者			
安全管理者			
衛生管理者			
作業責任者	その都度複数指名	-	
作業 者	その都度複数指名	-	

(労働者数 50 人未満の事業場では、安全・衛生管理者の代わりに、安全衛生推進者等の安全衛生担当者を当ててください。)

部門実施管理者一覧			
部門名	職名	氏名	内線番号
部門 1			
部門 2			
部門 3			
部門 4			

リスクアセスメント等の手順

